

農業技術研修実施規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、講習等規程（1 3 規程第 3 7 号。以下「規程」という。）第 3 条の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が行う同規程第 2 条第 3 号に掲げる園芸又は茶業に必要な学理及び技術の修得を目的として行う農業技術研修（以下「研修」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(研修を実施する機関)

第 2 条 研修は、果樹茶業研究部門及び九州沖縄農業研究センター（以下「研修機関」という。）が実施するものとし、次に掲げる事業場において研修を行う。

一 果樹茶業研究部門 次に掲げる事業場

ア つくば研究拠点藤本・大わし事業場

イ 興津カンキツ研究拠点

ウ 金谷茶業研究拠点

二 九州沖縄農業研究センター 筑後・久留米研究拠点（久留米）

(研修期間)

第 3 条 研修の期間は、2 年とし、毎年 4 月に始まり、翌々年の 3 月に終わる。

(受講の資格)

第 4 条 研修は、園芸又は茶業の業務に従事し、又は従事しようとする者であって、高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者と研修機関の長が認めた者でなければ、受講することができない。

(受講の申請手続)

第 5 条 受講しようとする者は、研修機関の長が定める日までに、次に掲げる書類を研修機関の長に提出しなければならない。

一 別に定める申請書

二 別に定める履歴書

三 学業成績証明書（在学中である者にあつては、卒業の見込みである旨を併せて記載すること。）

四 健康診断書

五 その他研修機関の長が必要と認める書類

(受講の承認等)

第6条 研修機関の長は、前条の規定により受講の申請があった者につき、筆記試験その他の方法による選考を行い、受講の承認をするかどうかを決定し、その旨を申請した者に通知する。

（受講の費用）

第7条 研修に係る受講料は、徴収しないものとする。

2 受講のための往復旅費、研修期間中の滞在費その他受講のために必要な経費については、受講する者（以下「研修生」という。）が負担するものとする。

（研修生の義務）

第8条 研修生は、農研機構並びに研修機関及び研修を受講する事業場が定める諸規程を遵守しなければならない。

2 研修生は、受講期間中、研修機関の長、当該研修に係る事務を総括する課等の長、直接研修を担当する者等の指示に従わなければならない。

（受講の停止等）

第9条 研修機関の長は、研修生について、研修生たるにふさわしくない行為があったとき、又は所定の研修課程を修了する見込みがないと認めたときは、受講を停止し、又は受講の承認を取り消すことができる。

（成果の公表等）

第10条 研修生が、受講期間中に得られた情報、技術上の成果等を公表しようとするときは、あらかじめ、研修機関の長の承認を得なければならない。

（特許権等）

第11条 研修生が、受講期間中に得られた技術上の成果等について発明をしたときは、その発明に係る特許を受ける権利又は特許権は、農研機構に帰属するものとする。

2 前項の規定は、実用新案、意匠及び品種登録に係る育成者権について準用する。

（守秘義務）

第12条 研修生は、研修期間中に農研機構内において知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（修了証）

第13条 所定の研修課程を修了した研修生に対しては、別に定める修了証書を交付する。

（研修に関する報告）

第14条 研修機関の長は、理事長からの求めに応じて、研修の実施状況を報告しなければならない。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は、研修機関の長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成13年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日の前日までにおいて、果樹試験場及び野菜・茶業試験場農業技術研修規程（昭和36年農林省告示第1360号）第7条の規定に基づき、当該受研が承認された者については、研究機構の設立後において第6条の規定に基づき受講が承認された者とみなすものとする。

附 則（平成14.4.1 規則第21-1号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15.10.1 規則第21-2号）

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16.4.1 規則第21-3号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18.4.1 規則第21-4号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23.4.1 規則第21-5号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27.4.1 規則第21-6号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28.4.1 規則第21-7号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元.12.23 31-19規則第21-8号）

この規則は、令和元年12月23日から施行する。

附 則（令和3.6.8 規則第21-9号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年6月16日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和6.12.20 06-18規則第21-10号）

この規則は、令和7年1月1日から施行する。